

糸魚川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

糸魚川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成20年糸魚川市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項ただし書を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の糸魚川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

提案理由

協議等の場の開催に際し、費用弁償等の支給対象とするため、改正するものである。

※条例改正の概要

（費用弁償）

第 7 条 議長、副議長及び議員が招集に応じ、若しくは委員会に出席するため旅行したとき、又は公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。~~ただし、糸魚川市議会会議規則（平成17年糸魚川市議会規則第 1 号）第166条第 1 項及び第 2 項の規定により設けられた議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場に出席するための旅行については、これを支給しない。~~

2 前項の規定により支給する旅費の額は、糸魚川市職員の旅費に関する条例（令和 7 年糸魚川市条例第25号。以下「旅費条例」という。）に規定する特別職の旅費相当額とする。